

令和8年度畑地化促進事業要望調査のお知らせ

回覧

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田を畑地化して、畑作物に取り組む農家に対して支援を行う「畑地化促進事業」の要望調査を実施します。令和8年度に畑地化促進事業の実施を希望する場合は令和8年1月30日（金）までに要望書を提出願います。

○対象作物と補助金額

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物及び畑作物 ※水稻及び地力増進作物を除いた水田活用の直接支払交付金対象作物	7万円/10a ※金額は予定	2.0(3.0※1)万円/10a×5年間または 10.0(15.0※1)万円/10a（一括） ※1加工・業務用野菜等の場合

※畑地化支援を受けた農地は、以後水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外されます。

○取組要件

下記の①～④全ての条件に当てはまる場合

- ①令和7年度に主食用米、水田活用直接支払交付金の交付となった作物が作付けられていた農地
- ②概ねの団地化（2筆以上の畦畔が連続している農地）
- ③畑地化支援の交付が行われてから5年間の販売もしくは供給を行う。
※作付けを行わない、販売もしくは供給を行わなかった場合は、交付金の返還となります。
- ④土地所有者からの合意（借地の場合）

○配分基準

本事業は取組面積に応じてポイントが配分され、ポイントが上位の農業者から予算の範囲内で採択となりますので、申請を行っても支援を活用できない場合があります。

（本事業が不採択となった場合は、水田活用の直接支払交付金の対象となります。）

○令和7年度畑地化促進事業実績

令和7年度事業では八幡平市の申請者59経営体のうち58経営体が事業採択され、採択合計面積は822,069m²となりました。

○土地改良区決済金等支援

令和8年度に畑地化支援及び定着促進支援に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）を支援。

（定額（上限25万円/10a））

※畑地化支援及び定着促進支援を要望した農地のみ事業の要望が可能となりますので、土地改良区決済金等支援のみの要望はできません。

※農地の地区除外等の判断は各土地改良区にて行いますので、必ずしも支援を受けられるものではございません。

※農林水産省としては、「組合員が畑地化した場合、その土地を土地改良区の地区から除外することを推進しているわけではありません。また、組合員の一方的な意向のみで地区除外されるわけではありません。」としていることから、八幡平市農業再生協議会としても地区除外等を推進しているわけではございません。

○提出書類及び期限

(1) 令和8年1月30日（金）までの提出書類

①畠地化促進事業に係る取組要望（申出）書

※令和8年度営農計画書と整合性を取ること。要望書と営農計画書の面積が一致しない場合、
今年度の畠地化要望から除外される場合がございます。

(2) 令和8年度営農計画書の提出期限と同日までの提出書類（別途通知する期日まで）

①令和8年度営農計画書

②畠地化促進事業要望圃場作付計画書（5年間の作付計画）

③おおむね団地化された畠地を形成し得ることが分かる資料（空中写真又は農地地図等）

④交付対象水田であることが分かる写真（撮影日、所在地、畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を有すること等が分かるもの）

⑤交付申請に係る農地が借地の場合には土地所有者（地主）との同意書

○その他

- (1) 要望書等の様式は農林課窓口での配布またはホームページからダウンロードができます。
- (2) 各年での事業要望となりますので、前年度より引き続き要望する場合にも再度要望書等の提出が必要となります。
- (3) 提出期限厳守となります。なお、期日までに資料の提出がなかった場合や書類に不備があった場合については、令和8年度事業は申請しない、または、要望取下げでの対応となります。
- (4) 令和8年度において水稻のみの作付けまたは、例年どおり水田活用の直接支払交付金のみ申請する場合には、ご連絡及び要望書の提出は必要ございません。
- (5) 事業の詳細につきましては、下記のお問い合わせ窓口またはホームページにてご確認願います。

○お問い合わせ窓口及び提出先

〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地

八幡平市役所 産業建設部 農林課 農政推進係

電話番号：0195-74-2111（内線1332、1341、1342）

八幡平市ホームページ：<https://www.city.hachimantai.lg.jp/>

受付期間：令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）